

## ○大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱

平成20年7月1日

告示第150号

改正 平成20年11月1日告示第242号

平成25年6月1日告示第118号

平成27年9月1日告示第154号

平成28年8月17日告示第175号

令和5年8月25日告示第113号

令和8年1月15日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は，市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）を適正に施工するため，元請負人及び下請負人の遵守すべき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「元請負人」とは，下請契約における注文者をいい，一の工事が数次の下請契約により行われる場合は，市から直接工事を請負った者（以下「直接元請負人」という。）はもとより，それに続くすべての下請契約における注文者をいう。

2 この要綱において「下請負人」とは，下請契約における請負者をいい，一の工事が数次の下請契約により行われる場合は，市から直接工事を請負った者からその工事の一部を請負った者はもとより，それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

(下請発注の適正化)

第3条 一括下請負は、法第22条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第14条の規定によりこれを禁止する。

2 直接元請負人は、工事を施工するにあたり、市があらかじめ指定した部分について、下請負人との間で下請契約を結ぶことができない。

3 直接元請負人は、下請契約を締結するときは、事前に市の承認を得なければならない。

4 法第3条第1項第2号に該当する特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）でなければ、発注者から直接請け負った1件の工事について、下請契約に係る下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは下請代金の額の総額）が建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第2条で定める金額以上となる下請契約を締結することができない。

5 法による建設業の許可を受けていない者との間で政令第1条の2に規定する金額以上の下請契約を締結することはできない。

6 法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止処分を受け、その期間が終了していない者との間で下請契約を締結することはできない。

7 元請負人は、市の指名停止期間中の者又は大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年大崎市規則第39号）第4条各号の要件に該当する者との間で下請契約を締結することはできない。

8 元請負人及び下請負人は、下請工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同勧告に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結するものとする。ただし、下請工事の内容、金額等からみて同勧告に示すすべての項目についての契約を締結する必要がないと認められる場合にあつては、

法第19条に基づき、次の各号に掲げる事項を明記した書面により契約を締結するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容
- (4) 請負代金の額
- (5) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (6) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (7) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (8) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (9) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (10) 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (11) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (12) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (13) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (14) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

(15) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

(16) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(17) 契約に関する紛争の解決方法

9 下請工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、同法第13条の規定により、前項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を下請契約に関する書類に明記するものとする。

(1) 分別解体等の方法

(2) 解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

(4) 再資源化等に要する費用

(平20告示242・平25告示118・平27告示154・令8告示26・一部改正)

(下請負人の選定)

第4条 元請負人は、下請負人を選定するに当たって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して選定するものとする。

(1) 施工能力

(2) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

(3) 労働福祉の状況

(4) 取引の状況

2 前項各号に掲げる事項の適否を判断するに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項が満たされているかどうかについて留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その下請工事を施工するに足りる技術力を有すると認められること。
- (3) その下請工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その下請工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その下請工事を施工するに足りる法定有資格者を確保できると認められること。
- (6) 経営内容が安定していると認められること。
- (7) 事業所ごとに雇用管理責任者が任命されていること。
- (8) 一の事業所に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 過去において重大な労働災害を起こしていないこと。
- (10) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (11) 現に事業の附属宿舎に労働者を寄宿させている者にあつては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (12) 工事の性質上、当該下請工事の一部が再下請されるものと見込まれる場合にあつては、下請代金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (13) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付（適用が除外された建設業者を除く。）していること。

- 3 元請負人は、前項第13号に掲げる事項を満たしていない建設業者（法第2条第3項に定める建設業者であって、当該事項を満たす義務がないものを除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、元請負人は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- (1) 直接元請負人と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
- ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が第2項に掲げる事項を満たし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、直接元請負人が発注者に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
- ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- イ 発注者が直接元請負人に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、直接元請負人において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、直接元請負人が当該確認書類を発注者に提出した場合

5 直接元請負人は、請け負った工事の入札に参加した他の建設業者を下請負人としてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 下請部分が当該工事の一部工種であって、かつ下請負金額が直接元請負人の請負代金額の3割未満である場合

(2) 当該他の者を下請人とするについて合理的な理由がある場合

6 元請負人は、直接元請負人と入札参加業種の格付けが同一又は上位の建設業者を下請負人としてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 下請部分が当該工事の一部工種であって、かつ下請負金額が直接元請負人の請負代金額の5割未満である場合

(2) 当該建設業者を下請人とするについて合理的な理由がある場合

(平27告示154・令8告示26・一部改正)

(元請負人の義務)

第5条 法第18条の規定により、元請負人と下請負人は、各々対等な立場における合意に基づいて、公正な下請契約を締結し、当該契約に定められた条項を誠実に履行しなければならない。また、元請負人は、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請負人の倒産、資金繰り悪化等により請負代金や賃金不払等の問題を生じさせないように下請負人を十分指導するものとする。

(1) 法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に関すること。

(2) 法第19条の4の不当な使用資材等の購入強制の禁止に関すること。

(3) 法第19条の5の著しく短い工期の禁止に関すること。

- (4) 法第20条の2の工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等に関する事。
- (5) 法第24条の2の下請負人の意見の聴取に関する事。
- (6) 法第24条の3の下請代金の支払に関する事。
- (7) 法第24条の4の検査及び引渡しに関する事。
- (8) 法第24条の5の不利益取扱いの禁止に関する事。
- (9) 法第24条の6の特定建設業者の下請代金の支払期日等に関する事。
- (10) 法第24条の7の下請負人に対する特定建設業者の指導等に関する事。
- (11) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じない事。
- (12) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、当該下請工事代金の支払期日前に当該下請工事に使用する資材の代金を支払う事。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (13) 下請工事代金の支払いはできるだけ現金払いとし、現金払いと手形払いを併用するときは、少なくとも労務費相当分は現金払いとするとともに、支払代金に占める現金払いの比率を高めるように努める事。この場合において、手形期間はできるだけ短いものとし、最も長い期間でも60日以内とするように努める事。
- (14) 元請負人の都合により、下請工事代金の支払いを現金払いから手形払いに変更し、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請負人の負担とする事。
- (15) 元請負人は、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、下請負人から提出された見積書を尊重して下請契約を締結する事。

(令 8 告示 26 ・ 一部改正)

(下請負人の義務)

第 6 条 下請負人は、この要綱に掲げる事項について元請負人の指導に従うほか、労働者の安全の確保と適正な管理を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (2) 労働者の募集を適法に行うこと。
- (3) 労働者の雇用にあたっては、適正な労働条件を設定し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (4) 一の事業所に常時 10 人以上の労働者を使用する場合にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること。
- (5) 前号以外の場合にあっては、就業規則を作成するように努めること。
- (6) 賃金は、毎月 1 回以上一定日に現金で、その全額を直接労働者に支払うこと。
- (7) 労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (8) 労働時間と休日の設定を適正に行うこと。
- (9) 労働者に対して技能訓練を実施するよう努めること。
- (10) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等の監督職務についた労働者等に対し安全衛生教育を実施すること。
- (11) 常時使用する労働者に対し、雇用時及び定期的にそれぞれ健康診断を行うとともに、常時使用する労働者以外の労働者に対しても同様の健康診断を行うよう努めること。

- (12) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関係法令の定めるところに従い、安全に工事を施工すること。
- (13) 災害が発生した場合は、直ちに元請負人及び直接元請負人に報告すること。
- (14) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付（適用が除外された建設業者を除く。）していること。
- (15) 労働者災害補償保険に加入する等、労働者の労働災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (16) 建設業退職金共済組合に加入する等、労働者の退職金制度を確立するよう努めること。
- (17) 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる場合は、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出るとともに、その管理を適正に行うこと。
- (18) 前号の寄宿舎については、建設業附属寄宿舎規程（昭和42年労働省令第27号）に定める設備に関する規定及び安全衛生基準を遵守すること。
- (19) 暴力団員及び関係者等による不当介入を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告すること。
- (20) 前各号に掲げるほか、政令第7条の3各号の規定を遵守すること。

（平20告示242・平25告示118・令8告示26・一部改正）

（直接元請負人の義務及び適正な施工体制）

第7条 直接元請負人は、その工事におけるすべての下請負人に対して前4条まで及び次条に掲げる事項を遵守するよう指導すること。

2 直接元請負人は、前項により指導を行うため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 工事現場ごとに、常駐の現場代理人及び専任の技術者（入札条件又は法に定める技術者）を置くこと。ただし、法第26条に規定される主任技術者及び監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(2) 工事現場ごとに、下請負人に対して指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置き、下請負人指導責任者届（様式第1号）を提出すること。ただし、下請指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。

(3) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨と内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握しながら、元請・下請関係の適正化に関する指導等を行うとともに、紛争等が生じた場合には、積極的にその解決に努めること。

(4) 市との請負契約の内容を下請負人によって施工する場合、第3条第3項の規定により一部下請負承認願（様式第2号）に一部下請負確認書（様式第3号）を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

(5) 前号の規定により承認されたときは、速やかに下請契約を締結し、下請工事着手前に、下請契約書確認書（様式第4号）に法第24条の8第4項の施工体系図、下請契約に係る書面（再下請契約に係る書面を含む。以下同じ。）の写し及び施工体制台帳（下請契約に係る下請工事代金の額（その工事に係る下請契約が2つ以上あるときは下請工事代金の総額）が政令第7条の4で定める金額以上となる下請契約を締結しようとする特定建設業者に限る。）を添えて提出しなければならない。

(6) 前号の規定による下請契約に係る書面の写しは、提出時に市長による原本確認を受けなければならない。ただし、下請契約が法第19条第3項に基づいて電子契約により締結された場合は、原本確認に代えて、当該書面の写しの内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、元請負人の現場代理人の署名又は記名押印により誓約されている書面を添付しなければならない。

(7) 第2号、第4号及び第5号の規定により提出された書面の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の内容について市長に届出なければならない。

(8) 元請負人（直接元請負人を除く。）が下請契約を締結、追加又は変更しようとする場合、事前に社会保険等加入確認書（様式第5号）を発注者に提出し、及び下請契約を締結、追加又は変更後、下請契約書確認書（様式第4号）、工事契約書等原本証明届出書（様式第6号）、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書（様式第7号。下請契約を変更する場合に限る。）、施工体系図、見積書及び契約書を発注者に提出すること。

3 下請負人は、再下請契約を締結したときは、速やかに再下請契約に係る書面及び再下請負通知書（直接元請負人が施工体制台帳を作成する場合に限る。）を直接元請負人に提出しなければならない。

4 直接元請負人は、前条第19号による報告を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、市に報告しなければならない。

（平20告示242・平27告示154・令5告示113・令8告示26・一部改正）

（紛争の解決）

第8条 元請負人と下請負人との間において、請負契約に関する紛争が生じた場合は、両者は速やかに紛争の解決に全力を挙げなければならない。

2 前項によっても紛争の解決ができなかった場合には、宮城県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

3 前項のあっせん又は調停によっても紛争の解決ができなかった場合には、当該紛争の当事者双方とも審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

（市の指導及び助言等）

第9条 市は、次に掲げるところにより、この要綱の円滑かつ適正な施行を図るものとする。

（1） 直接元請負人に対して、この要綱の遵守に関して必要な指導及び助言又は必要な措置を講じる旨の指示を行うこと。

（2） 元請負人及び下請負人がこの要綱を遵守しない場合において、必要があると認めるときは、指名停止の措置又は建設業許可権者への報告を行うこと。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年11月1日告示第242号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日告示第118号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

(大崎市が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱及び大崎市の発注する建設工事等における不当介入対応マニュアルの廃止)

- 2 大崎市が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年大崎市告示第230号）及び大崎市の発注する建設工事等における不当介入対応マニュアル（平成20年大崎市告示第231号）は、廃止する。

附 則（平成27年9月1日告示第154号）

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年8月17日告示第175号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（令和5年8月25日告示第113号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年8月25日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱の規定は、この告示の施行の日以後に契約される建設工事から適用し、同日前に契約された建設工事に係る様式については、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月15日告示第26号）

この告示は、令和8年1月15日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

下請負人指導責任者届

年 月 日

大崎市長 様

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者

下記の者を下請負人に対する指導等を行う責任者と定め、下請工事の管理指導をさせます。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
氏 名	
責任者区分	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 <input type="checkbox"/> その他

※責任者区分がその他の場合は雇用関係の確認チェックを下記の書類等で受けること

雇用関係の確認の手段： 健康保険資格確認書又は市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書

発注者記入欄

責任者区分 発注者確認

様式第2号(第7条関係)

一部下請負承認願

年 月 日

大崎市長 様

直接元請負人 住 所  
商号又は名称  
代表(受注)者名

下記のとおり工事の一部を第三者に請け負わせたいので、承認願います。

記

1 工事番号	
2 工事名	
3 工事場所	線・川 市 地内
4 契約年月日	年 月 日
5 工期	年 月 日から 年 月 日まで
6 請負代金額	金 円

下請負の内訳

許可 番号	商号又 は名称	代表(受注) 者 氏 名	住 所	当 該 工 事 の 札 入 者	施 工 等 級	施 工 部 分 の 内 容	工 事 現 場 の 担 当 責 任 者 名	工 期	下 請 負 代 金 額	承 認 不 承 認

一部下請負承認・一部承認・不承認書

年 月 日

直接元請負人

様

大崎市長



一部下請負については、上記のとおり 承認・一部承認・不承認 とします。

★なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。

※ 承認制は一次下請のみであり、一部下請負承認願を2部提出する。

※ 承認・一部承認・不承認については、不要な事項を実線で消し、★印については承認の場合は実線で消す。

様式第3号 (第7条関係)

一部下請負確認書

年 月 日

大崎市長 様

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号, 工事名: _____ 工事 一次下請業者名: _____ 左の業者の下請金額: _____ 円 下請割合: _____ %	
1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が5,000万円(建築一式工種にあっては、8,000万円)以上の場合) 一次下請金額の合計額: _____ 円 下請割合: _____ %	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
2 工事執行者があらかじめ下請制限を指定した部分の下請ではない。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
3 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
4 入札参加種類の格付が直接元請負人と同一又は上位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合) 建設業許可番号: _____ (例: 04-28776)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業管理課ホームページ, 国交省ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
7 大崎市中から指名停止を受けている者との下請契約ではない。(大崎ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 事前承認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所技術者等ではない。 (監理技術者制度要綱マニュアル二二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における営業所技術者等証明書(新規・変更)又は営業所技術者等一覧表で確認、職務を兼ねる場合は「人員の配置を示す計画書」で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式第5号で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし
10 下請負人の見積書に法定福利費相当額が算明示されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

様式第4号 (第7条関係)

下 請 契 約 書 確 認 書

年 月 日

大崎市長 様

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請によって施工するため、下請業者と契約を締結した(内容に変更が生じた)ので、大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

工事番号, 工事名: \_\_\_\_\_ 工事

次下請負人, 下請業者名: \_\_\_\_\_

下請発注の適正 (一次下請負の当初発注時の場合, 1~8はチェック不要)

1 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
2 入札参加業種の格付けが同一又は上位の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
3 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。(下請負金額が500万円以上の場合)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
4 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業管理課ホームページ, 国交省ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
5 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。 (契約課ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
6 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の専任技術者ではない。 (監理技術者制度運用マニュアル二二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における専任技術者証明書(新規・変更)又は専任技術者一覧表で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合 <input type="checkbox"/> 該当なし
7 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式第5号で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし
8 下請負人の見積書に法定福利費相当額が算明表示されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

下請契約書の記載内容 (建設業法第19条第1項及び建設リサイクル法第13条第1項)

(1) 工事名	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(2) 工事場所	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(3) 工事内容	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(4) 請負代金の額	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(5) 工事着手の時期及び工事完成の時期	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(6) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(7) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(8) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(9) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(10) 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(11) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(12) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(13) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法及び引渡しの時期 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(14) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(15) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(16) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(17) 契約に関する紛争の解決方法 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(18) 分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

注1 再下請を含む全ての下請契約について作成し、下請契約に係る書面の写しを添付すること。

注2 内容の変更の場合は本文のカッコを削除し、チェック箇所は変更箇所のみチェックすること。

様式第5号（第7条関係）

<h2>社会保険等加入確認書</h2>	
年 月 日	
直接元請負人 住 所 商号又は名称 下請負人指導責任者	
工事番号，工事名： _____ 工事 ____次下請負人，下請業者名： _____	
健康保険の加入確認資料 (右のいずれか)	<input type="checkbox"/> 被保険者標準報酬決定通知書（直近年度のもの） <input type="checkbox"/> 被保険者資格取得・資格喪失確認通知書（監理（主任）技術者のもの） <input type="checkbox"/> 資格確認書（監理（主任）技術者のもの） <input type="checkbox"/> その他加入が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし（無許可業者）
厚生年金保険の加入確認資料 (右のいずれか)	<input type="checkbox"/> 被保険者標準報酬決定通知書（直近年度のもの） <input type="checkbox"/> 被保険者資格取得・資格喪失確認通知書（監理（主任）技術者のもの） <input type="checkbox"/> その他加入が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし（無許可業者）
雇用保険の加入確認資料 (右のいずれか)	<input type="checkbox"/> 労働保険概算・確定保険料申告書（労働局の受付印のあるもの） <input type="checkbox"/> 労働保険料等納入通知書（直近のもの） <input type="checkbox"/> 労働保険被保険者資格取得確認通知書（監理（主任）技術者のもの） <input type="checkbox"/> 労働保険被保険者台帳 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証（監理（主任）技術者のもの） <input type="checkbox"/> その他加入が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし（無許可業者）

様式第6号（第7条関係）

工事契約書等原本証明届出書

年 月 日

大崎市長 様

直接元請負人

住 所

商号又は名称

下請負人指導責任者

大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出する下請契約に係る書面の写しとその原本と相違ない旨、以下のとおり当該契約の当事者から証明（申告）がありましたので、提出します。

年 月 日

証明者（※契約当事者に限る。）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

以下の建設工事に係る契約関係書類の写しについては、当方（当社）が保有する原本と相違ないことを証明（申告）します。

記

工 事 名：

契約相手名：

請負代金：

工 期： 年 月 日から 年 月 日まで

<記載要領>

証明者は、当該契約を結んだ両当事者のうち一方でなければならない。

様式第7号（第7条関係）

予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書

年 月 日

大崎市長 様

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

予定下請負人・予定下請金額に変更が生じるので、大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号	
工事名	
<input type="checkbox"/> 予定下請負人の変更	①当初下請負人名： _____ ②変更下請負人名： _____ ③変更理由（該当□内にレを付す。） <input type="checkbox"/> 当初予定していた一次下請負人が、当該工事の入札前に他の工事の元請負人又は下請負人になった。 <input type="checkbox"/> 当初予定していた一次下請負人が、営業停止又は指名停止になった。 <input type="checkbox"/> 当初予定していた一次下請負人の主任技術者が、事故等、不測の事態により配置できなくなった。 <input type="checkbox"/> 現地精査の結果、施工方法の変更等、不測の事態を生じたため、当初予定していた一次下請負人との契約が困難となった。 <input type="checkbox"/> 工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、当初予定していた一次下請負人以外の者への下請負の必要が生じた。 <input type="checkbox"/> その他（具体的内容を下欄に記載）
<input type="checkbox"/> 予定下請金額の変更	①当初下請予定額： _____ 円（消費税込み額） ②変更下請金額： _____ 円（消費税込み額） ③変更理由（該当□内にレを付す。） <input type="checkbox"/> 工事費内訳書に記載した下請負の予定額に違算があり、下請金額変更の必要が生じた。 <input type="checkbox"/> 現地精査の結果、施工方法や工事数量の変更が生じた。 <input type="checkbox"/> 工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、下請負の予定額を変更する必要が生じた。 <input type="checkbox"/> 資材高騰などに伴い、下請負の予定額を変更する必要が生じた。 <input type="checkbox"/> その他（具体的内容を下欄に記載）

様式第 1 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 全改)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 全改)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 全改)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 全改)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 追加)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 追加)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

(令 8 告示 2 6 ・ 追加)